

## 7 道路掘削跡復旧箇所における 工事施行者名の表示要領

〔 大 阪 市 建 設 局 〕  
平成 16 年 12 月 1 日

〔 工 事 施 行 者 名 の 追 加 等 〕  
平成 26 年 12 月 8 日

## 道路掘削跡復旧箇所における工事施行者名の表示要領

制 定 昭和49. 3. 11 土木局長決裁  
最近改正 平成16. 12. 1 建設局長決裁  
( 工事施行者名の追加等 平成26. 12. 8 )

### (目的)

第1条 この要領は、道路掘削跡復旧工事施工箇所において道路に異常が生じた場合、速やかな通報及び復旧を図るため、当該工事箇所の路面に表示する工事施行者名の表示の要領を定めることを目的とする。

### (工事施行者名の表示)

第2条 道路占用に伴う工事その他道路掘削を伴う工事で、一次本復旧又は仮復旧工事施工後、当該箇所を一般交通の用に供すとき、工事施行者は、二次本復旧又は本復旧工事着手までの間、当該箇所に工事施行者名を表示しなければならない。

### (表示方法)

第3条 工事施行者名は、一次本復旧部分又は仮復旧部分の路面上又はその影響範囲の路面上に表示することとし溝掘り跡はおおむね30m間隔に1個以上、壺堀り跡は1箇所に1個以上の割合で表示しなければならない。

### (表示マーク)

第4条 工事施行者名は、30cm×15cm(3文字用)又は40cm×15cm(4文字用)の枠内に1字7cm×12cm程度の文字でヌキ板等を用いて簡明に表示しなければならない。表示マークは(別表)に掲げる略号を用いるものとする。

(別表)

工 事 施 行 者 名	略 号
大阪市建設局	けん設
大阪市建設局（下水道）	下水
大阪市交通局	交つう
大阪市水道局	水どう
大阪市都市整備局	とせい
阪神高速道路株式会社	高そく
関西電力株式会社	でんき
大阪ガス株式会社	ガス
西日本電信電話株式会社	でんわ
大阪府警察本部	けい
株式会社ケイ・オプティコム	オプティ
KDD I 株式会社	KDD I
ベライゾン・ジャパン合同会社	V Z J
ソフトバンクテレコム株式会社	テレコ
KVH株式会社	KVH

その他これに該当しないものは、別に市長が指示する。

(色彩及び材質)

第5条 表示は、速乾性白色ペイントにより鮮明に塗布するものとする。

(附則)

この要領は、昭和49年4月1日から施行する。

この要領は、昭和60年7月1日から施行する。

この要領は、昭和64年1月1日から施行する。

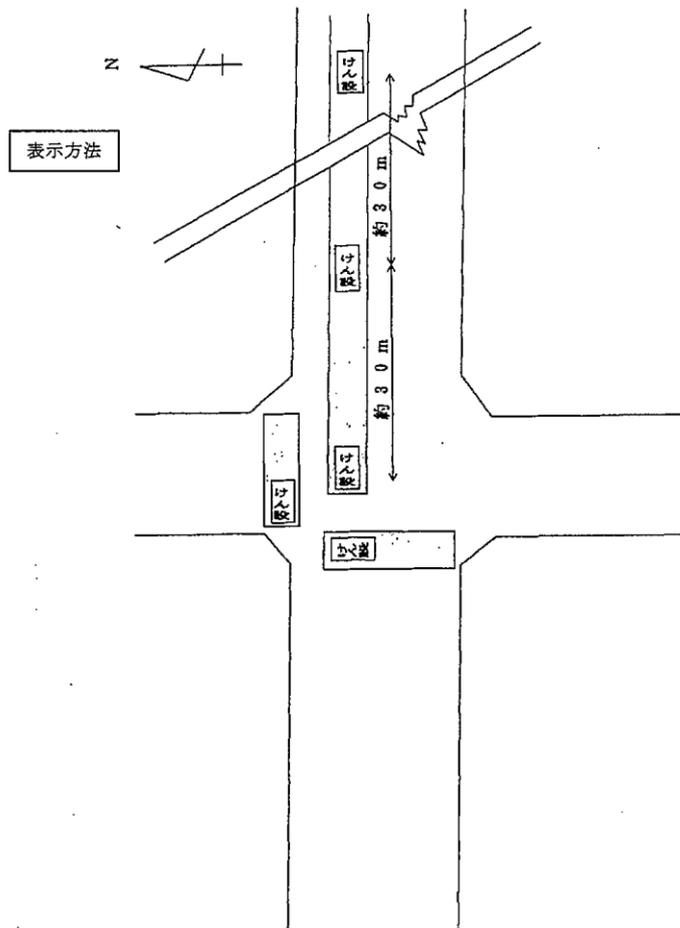
この要領は、平成13年3月9日から施行する。

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

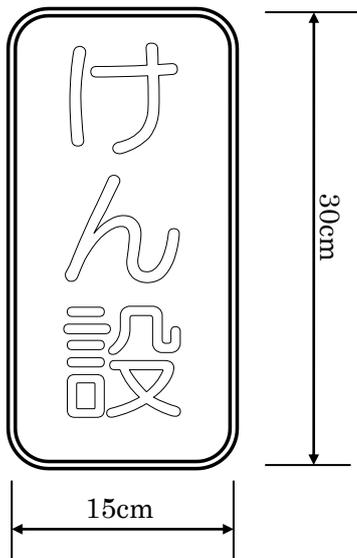
(決裁：管理部技術監理課)

この要領は、平成26年12月8日から施行する。

(決裁：管理部工務課)



表示マーク



他の施行者の表示マーク

